# 「あまがさき走るAED事業」協賛事業者募集要綱

### 第1 趣旨•目的

地域における社会貢献の一環として、尼崎市(以下「市」という。)との協働により 公用車に自動体外式除細動機(以下「AED」という。)を搭載し、救急救命活動を行 うことを目的とした「あまがさき走るAED事業」(以下「事業」という。)に賛同し、 AEDを提供していただける事業者(以下「協賛事業者」という。)を募集します。

## 第2 対象となる公用車

経済環境局業務課が管理するじんかい収集車とします。なお、1協賛事業者が提供 可能なAEDの台数に制限はありません。

### 第3 対象となるAEDの規格

縦25センチ以下、横20センチ以下、奥行10センチ以下のもの、もしくは同等 品。

※じんかい収集車に搭載することを踏まえ、形状については、事前に業務課までご相談ください。

### 第4 役割分担

#### 1 協賛事業者

- (1) じんかい収集車に搭載するAEDをご提供いただきます。 ※協賛事業者がリース契約、または、購入より調達したAEDの提供。
- (2) 提供していただいたAEDの機能の維持に必要なメンテナンス\*1を行っていただきます。

※1 除細動パッドパックのメンテナンス及び救急使用時の交換、耐用年数が過ぎたバッテリーの交換

#### 2 市

- (1) じんかい収集車に、提供していただいたAEDを搭載します。
- (2) 前項(2)以外の日常管理を行います。
- (3) AED搭載車両掲示ステッカー(以下「ステッカー」という。)に、協賛事業者の名称を記載させていただき、じんかい収集車の車両両側面に掲載します。 (詳細は次項をご覧ください)
- (4) 市のホームページで協賛事業者名等の情報を紹介させていただきます。

### 第5 協賛事業者の公表

- 1 車両へのステッカーの掲出
  - (1) 表示内容
    - ア AED搭載を示す表示
    - イ 協賛事業者の名称(ロゴマークも表示可)及び市と協働により事業を実施して いることの周知
    - ウ あまがさき走るAED事業に関するお問合わせ先
      - ※他者により商標権及び著作権で保護されたもの、個人名、キャッチコピー、 商品名の表示はできません。また、特殊な色やフォントについてはご希望に 沿えない場合があります。
  - (2) 仕様
    - ア 大きさ 縦30cm×横200cm
    - イ 材質 マグネット式ステッカー
    - ウ デザイン 別紙イメージ図のとおり (協賛事業者名等表示欄は、画像データを提出していただきます。)
  - (3) 掲載方法

じんかい収集車1台につき2枚とし、車両両側面の業務上支障のない箇所へ掲載 します。

(4) 設置期間

AEDを提供していただいた後、1カ月を目処に市が設置し、協定期間の終了後、 市において撤去します。

#### 2 市のホームページへの掲載

(1) 協賛事業者紹介欄表示内容

協賛事業者の名称(ロゴマークも表示可)。

なお、他者により商標権及び著作権で保護されたもの、個人名、キャッチコピー、 商品名の表示はできません。

(2) 掲載期間

市と締結した協定の期間とします。掲載は協定締結の後、市において行い、協定期間の終了後、市において削除します。

### 第6 募集の概要

#### 1 応募資格

- (1) 次の各号に該当せず、事業の趣旨に賛同し、市との協働によりじんかい収集車に 搭載するAEDを提供していただける企業その他団体等とします。
  - ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
  - イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者
  - ウ 応募の際に民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(昭和14年法律第154号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けている者
  - エ 応募の際に市の指名停止を受けている者
  - オ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及びその者の統制下にある者
  - キ その他市が不適当と認める者
- (2) 個人の方は対象外とします。ただし、個人事業主については、移動式を除く店舗、 事務所、病院、旅館等を構え、当該店舗等で商品販売、サービス提供等を行ってお り、かつ、前項ただし書きの各号に該当しない場合は対象とします。

#### 2 応募方法について

応募を希望される場合は、別紙の応募申込書に必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。

提出については受付窓口への持参又は郵送とします。提出書類に記載された事項は、 本件に関すること以外には一切使用しません。 なお、必要に応じて、次の書類を求め ることがあります。

- (1) 商業登記事項証明書(原本)
- (2) 定款(最新のもの)
- (3) その他市が必要と認める書類

#### 3 応募受付について

(1) 受付窓口

尼崎市経済環境局環境部業務課 庶務担当 開庁時間中に窓口にて随時受付します。(郵送での応募も可能です。)

(2) 応募期間

随時受付します。

### 第7 協賛事業者の決定について

#### 1 審査及び選定

- (1) 提出いただいた書類について、市において審査のうえ、協賛事業者を決定します。
- (2) じんかい収集車の車両台数を超える応募があった場合は、応募申込み順により決定します。
- (3) 選定結果の通知については、全ての応募者に対して選定結果を電話又は電子メールにて応募申込み後2週間程度でお知らせします。

※なお、審査の内容についてのお問合わせには応じられません。

#### 2 協定の締結

- (1) 事業の実施にあたり、協賛事業者と市が協定を締結するものとします。
- (2) 協定締結日は各月初めとします。
- (3) 協定期間は、原則、協定締結日から当該年度末までとします。
- (4) 協賛事業者は、協定期間終了の2か月前までに申し出ていただいた場合に、市と協議のうえ、再度協定を締結し協定期間内に使用できるAEDを提供していただくことで、継続して協賛事業者となることができます。

#### 3 協定の解除

市は次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除しAED及びステッカーを 撤去することができるものとします。

- (1) 協賛事業者より解除の申し出があったとき
- (2) この要項の第4の1-(2)で定める、AEDのメンテナンスをしていただけない とき
- (3) 協賛事業者がこの要項の第6の1で定める応募資格の要件を満たしていないとき、又は提出書類について虚偽の記載があったとき
- (4) その他、市が協定を継続することについて不適当と判断したとき

### 第8 留意事項

- 1 天災・事故等によりAED及びステッカーに破損が生じ、協定期間内に設置されない期間の発生もしくは公衆の目に触れない状態となった場合、及び第7の3の規定により市がAED及びステッカーを撤去した場合において、協賛事業者は市に対して損害賠償を請求することはできません。
- 2 本事業へ提供していただいたAEDについては、協定期間終了後お返しいたします。

# 第9 連絡先

**T**660-0842

尼崎市大高洲町8番地

尼崎市 経済環境局 環境部 業務課 庶務担当

TEL:06-6374-9999(家庭ごみ案内ダイヤル)

FAX: 06-6409-1193

E-mail: ama-gyoumu@city.amagasaki.hyogo.jp